

鳥取縣公報

昭和十五年五月十日
第千二百廿九號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格△⁵判

告示

◆鳥取縣告示第三百三十一號
賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル協定賃金ノ定メアル地域内ノ雇傭主ハ當該協定ニ加入セザル者ト雖同種專業ノ爲勞務者ヲ雇傭スル場合ノ賃金ニ付テハ其ノ地方ニ於テ定メタル協定賃金ニ從フベシ

昭和十五年五月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百三十二號
當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十五年五月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

出張診療所所在地	氏名	指定年月日
八頭郡智頭町大字智頭三八五	谷口宥三	昭和十五年五月八日

鳥取縣告示第三百三十三號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十五年五月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
西えい	田中忠夫	西伯相境町遠藤石材工場	一三、八、二九	一五、三、四	
鳥とへ	四〇岸 寛雄	鳥取市三軒屋鳥取瓦斯株式会社	一五、一、一六	一五、三、二八	
鳥とを	二三原 信夫	鳥取市梶川町鳥取平版社	一四、一、一三	一五、二、一	
米には	三九四四 田中鶴子	米子市錦町日本製絲株式會社 米子工場	一四、五、四	一五、四、二七	

鳥取縣告示第三百三十四號

森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林ニ編入セムトス
昭和十五年五月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

字	地番	地目	全面積		編入面積	所有者
			臺帳	見込		

岩美郡東村大字陸上

寺屋敷	五九七	畑	〇、〇二二七	〇、〇二二七	〇、〇二二七	岡島 重太郎
同	五九八	同	〇、〇四一八	〇、〇四一八	〇、〇四一八	寺谷 石太郎
西屋敷	五〇六	同	〇、〇二〇七	〇、〇二〇七	〇、〇二〇七	小西 安太郎
同	五二一	雜	〇、〇〇一四	〇、〇〇一四	〇、〇〇一四	寺谷 徳藏
同	五二二	同	〇、〇〇二二	〇、〇〇二二	〇、〇〇二二	西谷 金太郎
同	五二三	同	〇、〇〇二二	〇、〇〇二二	〇、〇〇二二	小西 豊次
同	五二五	畑	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	寺谷 徳藏
下塚畑	三六 ノ一四	原	〇、一六一四	〇、一六一四	〇、一六一四	東 村
同	四三	畑	〇、〇一一六	〇、〇一一六	〇、〇一一六	大西 安太郎
隱畑	二一 ノ一	同	〇、〇二二〇	〇、〇二二〇	〇、〇二二〇	大字大羽尾 奥谷長太

鳥取縣告示第三百三十五號

昭和十五年五月十日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下付セリ

昭和十五年五月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00140

免許證番號	住 所	氏 名
一、二六七	日野郡八鄉村大字久古貳拾番地	松 原 美喜夫
一、二六八	東伯郡下中山村大字田中五百七番壹地	手 島 治 藏

◆鳥取縣告示第三百三十六號
 畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス依
 テ所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該畜牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ
 昭和十五年五月十日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢 查 期 日	檢 查 場 所	檢 查 區 域
自 六月二十五日 至 六月二十六日	西 伯 郡 御 來 屋 町	西伯郡(所子村ヲ除ク)一圓
自 六月二十七日 至 六月二十八日	同 淀 江 町	
自 六月二十九日 至 六月三十日	同 尚 德 村	
自 七月一日 至 七月二日	同 富 益 村	
自 七月三日 至 七月四日	同 同	

00141

◆鳥取縣告示第三百三十七號
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ
 飼育スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノニシテ近ク
 種付セントスルモノヲ含ム)及種牝牛ノ檢診左ノ通施行ス

至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自
七月五日	七月六日	七月七日	七月八日	七月九日	七月十日	七月十一日	七月十二日	七月十三日	七月十四日	七月十五日	七月十六日	七月十七日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
外 江 村	境 町	上 道 村	日 野 郡 溝 口 町	米 子 市 久 米 町	同 錦 町	同 道 笑 町	西 伯 郡 所 子 村	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
			日 野 郡 一 圓	米 子 市 一 圓			西 伯 郡 所 子 村 一 圓					

00142

所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ之ガ索付檢診ヲ受クベシ
 昭和十五年五月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢診月日	檢診場所	牽付	區	城	牽付時刻
五月十四日	大和村役場	大和村	大和	圓	午前九時
同 十五日	日光津村役場	日光津村	日光	圓	同
同 十六日	名和村役場	名和村	名和	圓	同
同 十七日	春日子村役場	春日子村	春日	圓	同
同 十八日	所高村役場	所高村	所高	圓	同
同 二十日	縣高村役場	縣高村	縣高	圓	同
同 二十一日	大高村役場	大高村	大高	圓	同
同 二十二日	大山村役場	大山村	大山	圓	同

鳥取縣告示第三百三十八號
 氣高郡大郷村大畑耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

00143

彙報

昭和十五年五月十日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

度量衡講習會開催ノ件
 來ル九月廿日ヲ工商省於テ度量衡講習開催ニ付受講希望者ハ左記ニ依リ五月二十日迄ニ履歷書並健康診斷書添付願出スベシ

- 一、講習期間 昭和十五年九月一日ヨリ同年十二月二十三日マデ
- 二、受講資格者
 - 度量衡事務ニ従事シ若ハ従事セムトスル者又ハ度量衡關係ノ業務ニ従事セル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ推薦ニ係ル者ノ中ヨリ之ヲ採用ス
 - 1、中學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者(乙種實業學校ヲ含マズ)
 - 2、專門學校入學者檢定規定ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
 - 3、採用試験ニ合格シタル者
- 三、講習生ノ採用人員 三十名
- 四、採用試験ハ中學校卒業程度ニ依リ左ノ科目ニ付當廳ニ於テ行フ
 - 數學(代數、幾何、三角法、算術) 物理、英語
- 五、講習學科

00144

法令、度量衡學、計量器學、機械學、實習
六、講習修了者ニハ修業證書ヲ授與ス
七、其ノ他詳細ハ當廳度量衡檢定所ニ照會セラレ度

吳海軍工廠 工員採用要綱

應募資格

▽年齡、十六歳以上四十歳未滿

▽銓衡日時及場所 六月十七日午前八時米子職業紹介所

同 午後一時倉吉職業紹介所

同 六月十八日午前八時鳥取職業紹介所

同 午後一時智頭青年學校

提出書類

志願票(紹介所ニ在ル)

身元證明書(町村役場カラ)

小型寫真二枚(指紋デモヨイ)

待遇

(1) 賃錢 (實働時間八時間半ノ賃錢)

▽素人 (未經験者)

滿十六歳	八五
同十七歳	一〇五
同十八歳	一一五
同十九歳	一二五
後三ヶ月	
	一一五
	一二五
	一三五
	一四五

00145

三ヶ月間ハ總動員法デ何處デモ同ジ様ニ決メラレテ居ル

滿二十歳以上	二二〇
同二十三歳以上	二三〇
同二十五歳以上	二四〇
同三十歳以上	二五〇
同三十五歳以上	二六〇
後二ヶ月	
	二一〇
	二二〇
	二三〇
	二四〇
	二五〇

▽他ノ工場デ働イタ經驗ノアル者

紹介所ノ補導所ヲ卒ヘタ人

素人三ヶ月後ノ賃錢ト大体同ジ

▽一年半以上他ノ工場デ働イテ相當技倆ノアル人

技倆ニ合フ賃錢ガ貰ヘル

▽運搬仕事ヤ力仕事ヲアル人

滿十九歳以上	一、三〇以内
同二十歳以上	一、三五以内
同二十三歳以上	一、四〇以内
同二十四歳以上	一、四五以内
同二十五歳以上	一、五〇以内
同三十五歳以上	一、五五以内

(2) 加給、賞與、昇給、其ノ他

▽加給、毎月賃錢ノ二割五分位ノ獎勵加給ガ成績ニ依ツテ貰ヘル

▽賞與、毎年六月ト十二月ニハ相當ノ定期賞與ガアル

▽昇給、半年務メルト毎年五月ト十一月ニ昇給制度ガアル

福利施設概要

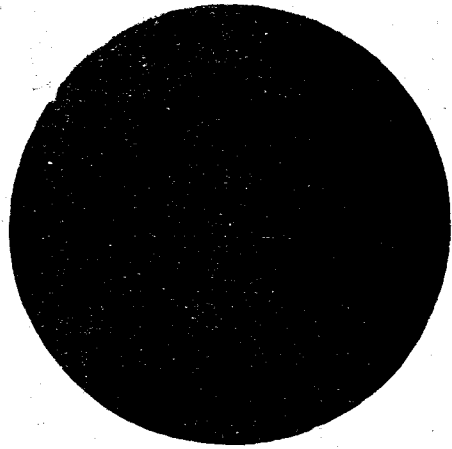
- ▽旅費、採用者ニハ銓衡地カラ吳迄ノ旅費ガアル
- ▽退職手當年金制度等ガアル
- ▽購買所ト酒保、日用品ガ安ク買ヘテ便利デアル廠内デハ辨當モ配給シテ居ル
- ▽病院、設備ノ完備シタモノガ市内各所ニアリ工員ハ無料デ入院治療ガ出來家族ハ町ノ醫師ヨリ遙ニ安ク診療ガ受ケラレル
- ▽會館、従業員及家族ノ俱樂部トシテ圖書又ハ新聞ガ無料デ見ラレル外娛樂室モアリ尙市中ヨリ「ウン」ト安イ散髪、浴場、食堂、等ノ設備ガアル
- ▽青年學校アリ
- ▽農繁期ニハ農業手傳ノ爲休ミガアル
- ▽二十歳未満デ吳ニ身寄ノナイ者ニハ寄宿舎ノ設備ガアル
- ▽其ノ他色々ノ施設ガアル

彙

報

第五十三號

事變特報



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

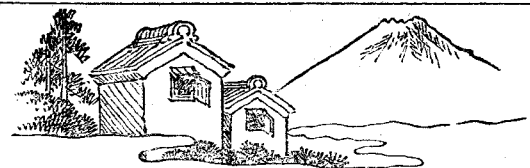
目 次

- 一 昭和十五年度本縣増産計畫 (一).....(農 産 課) 一三頁
- 一 轉業に要する工業組合共同設備助成.....(商 工 課) 一七頁
- 一 市町村國民貯蓄實行上の注意事項.....(時 局 課) 二一頁
- 一 事變と養蠶.....(農 産 課) 二三頁
- 一 災害防止と森林 (二).....(林 務 課) 二八頁
- 一 稗(ひえ)栽培の提唱.....(農 産 課) 三二頁
- 一 工礦勞務者の農繁一時歸農.....(職 業 課) 三四頁
- 一 生徒兒童の飼料増産運動.....(規 畫 課) 三五頁
- 一 トマトの抑制栽培法.....(農 産 課) 三六頁
- 一 農繁期託兒所設置獎勵.....(社 會 課) 三七頁
- 一 昭和十五年本縣麥作況.....(統 計 課) 三八頁
- 一 滿洲建設勤勞奉仕隊鳥取隊編成要綱.....(社 會 教 育 課) 三九頁

金 死 の 藏 や め ま せ う

昭和十五年度 本縣増産計畫

【一】



政府に於ては時局の重大性に鑑み、昨年度より「重要農林水産物の維持増進に關する綜合計畫」

「農林水産業の經營に必要な物資の配給及勞人需給の調整」並に「農山漁村の經濟更生に關する重要事項」を設置せられ、之に伴つて縣郡市町村の經濟更生委員會の組織を更改擴充して部門制とし、中央地方を通じて一貫せる計畫の下に農林水産物増産計畫の樹立及び實施に努めたのであつたが、不幸にして昨年は未曾有の大旱魃に遭つたため豫定通りの目的を遂するに至らなかつたのは遺憾であつた。

併しながら現下の時局は益々重大であつて、支那に新政權が成立し日本と協力して東洋新秩

序建設のために邁進する段取となつたのであるけれども、第三國の妨害は益々加はらうとする傾向にあり、事變の長期性はいよゝ強化されつゝあるとき、敢然として歐米第三國に對抗しつゝ、所期の目的を貫徹するためには、我が國內生産物の増産に向々勲辱の拍車をかけなければならぬ。即ち物資配給、勞力の需給の上困難は尙豫期しなければならぬが、この困難の中にあつて吾々縣民特に農林・産業者は毅然としてこれを克服しつゝその増産に邁進しなければならぬのである。

依つて縣では政府の計畫に順應して種々の増産計畫を樹立して之が實行促進に努めることになつてゐる。縣民各位に於てはこの縣の計畫に協力して、是非これ等増産の目的達成に努められたいのである。

(一) 米穀の増産計畫

戰時に於ける食糧農産物の重大性に關しては今更言を重ねる要もないのであるが、平時と異つて之が増産はどかく減少の傾向を辿り勝ちであ

つて、殊に昨年は前古未曾有の大旱魃の爲次第の如き結果を見るに至つた事は寔に遺憾とする

ところである。

昭和十四年度米穀増産成績

(△印は減數量)

郡市名	生産基準		増産計畫		計	農林統計ニ依ル實收高		生産基準數量増産計畫數量	
	數	量	數	量		依ル實收高	比	實收トノ比	實收トノ比
鳥取市	一六、八〇〇	石	一、〇六〇	石	一七、八八〇	一七、六三六	八二	△	二五四
米子市	一五、九六六		一、〇〇六		一六、九七二	一八、一五四	二一七	△	一、二六二
岩美郡	六六、一四五		四、六七七		七〇、三三二	六九、一九五	三〇五〇	△	一、二一七
八頭郡	九〇、九四六		五、七四七		九六、六九三	一〇六、九一八	一五、九七一	△	一〇、三三五
氣高郡	八七、八九〇		五、五三七		九三、四二七	九二、〇二六	四、一三六	△	一、四〇一
東伯郡	一九〇、九九七		一二、〇三三		二〇三、〇三〇	二〇七、八四九	一六、八五三	△	四、八一九
西伯郡	一三九、六〇一		八、七九五		一四八、三九六	一三五、八二四	一三、七六七	△	三、五八三
日野郡	七四、六六六		四、七〇一		七九、三六七	七九、二八八	四、六七三	△	二九
計	六八二、九八一		四三、〇四六		七二六、〇二七	七六、八五〇	三、八六九	△	一九、一七七

然るに現下の時局に於て之等主要食糧の生産は、事變の進展と日滿支を通ずる需要の増大のために益々増産を必要とするに至り、又事變の長期化に伴つて、銃後國民の生活安定の上から

云つても之が積極的の増量は最も緊要となつて來た。従つて政府に於ては昭和十五年度に於て三百五十三萬五千石を増産し、七千百萬石の生産計畫を樹立せられたので、縣に於てもこれに

順應して次の如く増産計畫を樹て、之が實現に

邁進することとなつたのである。

郡市名	生産基準		増産計畫		合計	昭和十五年豫定收穫高
	數	量	數	量		
鳥取市	一七、八八〇	石	七四七	石	一八、六二七	一八、七四七
米子市	一六、九七二		七一〇		一七、六八二	一七、九六四
岩美郡	七〇、三三二		三、〇三〇		七三、三六二	七四、〇五四
八頭郡	九六、六九三		四、二三七		一〇〇、九七〇	一〇一、三四三
氣高郡	九〇、九四六		四、〇九九		九五、〇四〇	九五、六五四
東伯郡	二〇三、〇三〇		八、八二二		二一、一五二	二二、三三〇
西伯郡	一四八、三九六		六、四三三		一五、四八二	一五、七三三
日野郡	七九、三二七		三、三三六		八二、六六三	八三、〇〇八
計	七二六、〇二七		一、三九一		七二七、四一八	七四四、五〇八

しかしてこの増産の計畫に對する縣の施設は次の通りである。

改善規程設定に關する部を設け、氣候・土地地勢・稻作慣行等により縣下を二十地區に分ち、各地區の稻作慣行並に既往に於ける試験

1 地域別耕種改善規程の設定並に之が實踐獎勵

試作及び調査の成績等を基礎とし、最後には部落別耕種改善規程を設定せしめると共に之

縣及び郡市町村經濟更生委員會に地域別耕地

が實踐促進を圖る。

2 多收品種種子購入配付の助成

從來に於ても多收にして且つ良好なる品種を栽培してゐるのであるけれども、此の際米質の如何を問はず絶対多收なる品種の栽培を奨励するの要切なる状況にあるので、本縣では

3 病害虫防除奨励

稻熱病・泥負虫・螟虫等の防除奨励のため薬剤葉鞘變色の摘採・強力噴霧器等の購入費に對して補助する。

4 指導普及施設助成

増産に關する一齊運動、實地指導、講習、講話會其の他の普及指導施設を助成する。

5 部落團體事業助成

部落團體をして米小麥等の計畫的増産を確保するため、之に關する活動促進に對し助成する。

6 自給肥料改良増産奨励

肥料の供給が逼迫し、其の配給が自ら不圓滑

を免れ難い現状に於て、米穀其の他の農産物の増産を行ふことは相當困難であるから、極力自給肥料の増産を圖るため諸種の施設を講じ之に對して助成する。

× × ×

防 げ 闇 の 手
暴 利 の 手

轉業に要する工業組合共同設備助成



事變遂行の爲の物資動員計畫

により、軍需工業輸出産業が強化せられると共に、多くの平和産業方面が著しく抑制せられ、従つてこれに従事してゐた工業者にして勢ひ轉業のやむなきに至る者の多いことは今更いふまでもない。しかしこの工業者中資力薄弱な所謂中小工業者は資金設備技術などの關係上この轉業もなか／＼困難であつてこれが對策は極めて緊要である。

このやうな中小工業者に對して政府では特別の助成施設を行つていろ／＼とその更生振興の策を講じてゐるのであるが、その一つの施設として工業組合法

の改定を行つて工業小組合の制度を設け、極力工業者の組織化、職業の集團約轉換に努められてゐる。しかしこれ等の中小工業組合の組合員は資力も薄弱であつて、組合の共同設備に依つて轉換を圖らうとしても自力のみでその設備を設置することは却々困難である場合が多いといはねばならぬ。

依つて今回本縣に於てはこの「轉業に要する工業組合共同設備」に對してその實施要項を決定し、これ等の中小工業者の組織する工業組合がこの實施要項に依つて、組合員の事業の維持又は轉換のために必要な共同施設を設置しようとする場合、その共同施設費に對して補助を行ふことになつた。

以上その實施要項及び補助要項を左に説述する

△共同設備實施要項

一 中小工業者の散在は受註の斡旋・技術の指導・製品規格の統一・原材料の配給等の關係上幾多の困難があるから、工業組合の共同設備を設

置する場合は原則として組合員各自の既存設備を相互に持寄つて、尙足りない設備は之を共同設備として新設すること。

二 共同設備は組合又は組合員の既存設備と重複して之を設置することを避け、既存設備の補強に努めること。

三 共同設備は高級精密なる機械器具類を設置し、高級優秀なる製品の製作加工製品の精度向上を圖るやうに注意すること。

四 共同設備は一部の組合員の利用に偏する如きことのないやうに注意すること。但し一部組合員でも共同設備の設置に依つて従来より高級精密な製品の新規受注をなし、従来の受注を他の組合員に配分する場合は、前項に拘らず共同設備を設置してもよろしい。

前項の場合に於て新規受注を爲した組合員の設備で、不要に歸するものは之を他の組合員に移譲し、遊休設備を生せしめないやうにすること。

五 共同設備の設置に依り従来より高級精密な

製品の製作に轉換する場合は、當該組合は成るべく其の従來の受注を他の組合に移譲すると共に當該組合又は其の組合員の設備にして不要に歸するものは之を併せ移譲して遊休設備を生せしめないこと。

六 事業經營上共同設備を設置する必要がある場合に於て、當該組合の地區・組合員の資格・組合員の設備技術等の關係上當該組合の現狀に於ては、其の組合の共同設備として之を設置することが困難な事情のある場合は、完全なる共同設備利用團體を結成し得るやう適當に組合を改組分合すること。

七 組合員の製作加工又は検査を要するゲージ類・熔接バイト類等を製作するに必要な設備又は數組合共通に利用し得る設備は成るべく關係組合の聯合會の共同設備として之を設置すること。

八 輸出品又は代用品の製作加工をなし得る業者に付ては、努めて輸出品又は代用品に依つて其の事業の維持又は轉換を圖らしめることとし

軍需工業への轉換を目的とする共同設備を設置せしめないこと。

九 軍需工業への轉換を目的とする共同設備の設置に當りては、補助金交付申請書提出前に、豫め設置しようとする機械器具類及び受注しようとする製品につき、發注者と充分連絡をとること。

十 共同設備設置費を借入れる場合は、成るべく商工組合中央金庫から中小商工業轉換資金の融通を受けること。

十一 共同設備を設置するに當つては、設備後技術指導者又は熟練工若は勞務者の不足に依つて其の運営に支障を來さないやう注意すること
十二 機械器具類及び装置を購入する場合は成るべく既製品を選び、新規の製造注文は之を避けるやう考慮すること。

△共同設備費補助要綱

一 補助率

所要經費査定總額の二分の一以内であること。

二 補助せらるべき共同設備の範圍

- 1 物的設備の新設増設又は改造に要する經費（運賃据付費等を含む）に限り補助する。但し土地購入費はこの限りでない。
- 2 補助金交付申請前に請負又は購入の契約を締結した設備に付ては補助しない。
- 3 製作加工又は検査のため必要な機械器具類及び装置並に工場・倉庫等の場合に限り、特別の必要あるときは運搬荷造又は指導研究等に要する設備に付ても補助し得る。
- 4 バイト・鋸・ドリル・リトマー等の消耗品に付ては原則として補助しない。
- 5 物資統制の關係上重油爐・重油發動機・ガソリン發動機・ガソリン自動車・銑鉄鑄物製造設備紡織及び染色設備等の設置に付ては原則として補助しない。
- 6 新に輸入を要する設備に付ては原則として補助しない。
- 7 機械器具類及び装置を購入する場合に於

00156

ては新品に限り補助する。但し特別の事由あるときは中古品に付ても補助し得る。

8 組合員が各自の手持機械設備を相互に持寄つて共同作業場に設置する場合に於ては、當該作業場の建物に付ては補助し得る。

9 共同設備の中、組合が借用等に依り設置する必要のあるものがある場合に於ては、そのものの運賃・据付費及び改造費に付ては補助し得る。

10 設備は之を數箇所に分設することが出来る。

三 補助金交付条件の概要

- 1 補助金は共同設備に對する買買契約・請負契約又は借用等に關する契約の締結を了し且つ所要經費査定總額の三分の一以上の支出を了した時之を交付する。
- 2 共同設備の見積・註文・契約・代金支拂等に關する證憑書類を整備し置き、尙設置に關する收支を帳簿上に明ならしめねばならぬ。
- 3 共同設備に付ては設置後直に火災保険に

付すること。

- 4 既定計畫を變更しようとするときは豫め商工大臣の許可を受けること。
- 5 共同設備は其の設置後五ヶ年間 商工大臣の許可を受けねば其の運用を停止し若くは目的以外に之を使用し又は之に關して譲渡・賣却・抵當權の設定・設置場所の移轉・改造其の他の處分を爲すことを得ない。
- 6 共同設備の運用狀況は定期的に之を商工大臣に報告せねばならない。
- 7 共同設備に付き重大なる事故が発生したときは遅滞なく之を報告すること。
- 8 左の各號の一に該當するときは補助金交付の指令を取消し、又は交付した補助金の全部若くは一部の返還を命ずることがある。
- イ 商工大臣の命令に違反し又は處分に從はないとき。
- ロ 不正の手段に依り補助金交付の指令を受け又は補助金の交付を受けたとき。
- ハ 共同設備設置に要した費用が査定總額に

00157

達しないこと。

ニ 共同設備の計畫を變更し、又は共同設備の處分を爲したとき。

ホ 共同設備の運用が適當でないとき。

ヘ 組合が解散したとき。

四 補助金交付申請

前記の共同設備實施要項に該當するもので、補助金交付を受けようとするものは、所定の様式に依る申請書に必要書類を添付して、昭和十五年六月二十日迄に縣を經由して商工大臣に提出するのである。

x x x

市町村國民貯蓄

實行上の注意事項

國民貯蓄の飛躍的增加の實績を収めることは

事變遂行の基礎を愈々強固にすると共に、又實に國民生活の安定を確保する所以である。仍つて縣では市町村に通牒を發して左記要項に依りその徹底的實踐を推進することとなつた。

(一) 國民貯蓄實行上の前提

- 1 勤勞を倍加し生産を確保して收入増加と自給の用途を可及的實行し、貯蓄増加に資すること
- 2 戰時意識に徹して戰時生活を推進し、簡素奉公生活を實踐して生活の切下を斷行し、極力消費節約貯蓄を實行すること
- 3 常會の機能を發揮し、市町村民一體となり積極消極兩方面より貯蓄額増加に邁進する事

(二) 趣旨の普及徹底

- 1 機會ある毎に講演會、協議會、懇談會を開催し、勸奨に努むること
- 2 市町村部落常會を利用し趣旨の普及、實行上の申合、共同實踐を行ふこと



- 3 必要に應じ常會開催の際適當なる指導者の臨席を求め、協議懇談を遂ぐること
- 4 部落常會に於ては紙芝居等を活用し、趣旨の普及を圖ること

(三) 關係各方面との連絡提携

- 1 金融機關代表者協議會の開催
屢々産業組合郵便局各種銀行等金融機關代表者の會合を求め、貯蓄奨励に付協力を求むると共に左の事項に付協議懇談を行ふこと
- イ 各機關別に定めたる貯蓄吸收目標額に對する実績の検討並に活動促進に關すること
- ロ 各金融機關に於て特殊の貯蓄方法を講じ貯蓄に希望と興味を持たしめ貯蓄心の涵養に力むること
- ハ 國債、貯蓄債券の購入其の他有用なる方面への投資を圖ること
- ニ 其の他部内の貯蓄狀況に關すること
- 2 貯蓄組合長會議の開催
市町村長は市町村常會開催日を利用し、貯

- 蓄組合長會を開催し、左の事項に付協議懇談を遂ぐること
- イ 各組合の実績を検討し、勸奨の方法に付打合を行ふこと
- ロ 各組合の事務の整理狀況を互審し貯蓄奨励に資すること
- ハ 各組合に於ける生活刷新其の他申合事項の連絡並に奨励援助に關すること
- ニ 昭和十六年三月迄の各組合の購入すべき國債、貯蓄債券等の目標額並に購入額幹旋保管等の打合に關すること
- 3 其の他

- 市町村に於ける官公署・學校、會社、工場許可營業方面に對しては行政、警察、事業關係主務機關等と連絡を密にし、左の方法に依り貯蓄の勵行を期すること
- イ 職場別貯蓄組合の未設置の向に對しては各關係方面と連絡し、必ず組合設置を實現するやう勸奨すること
- ロ 般販産業方面に於ては常該官衛長、業務

主任等と協議の上、就勞者の實情に應じ最大限の貯蓄を勸奨すること(使用人二十人以上の工場に於ては本年一割五分天引貯蓄に決定)ハ 旅館、料理屋、置屋、理髮業、同従業員の組合加入を勸奨し勵行を期すること

(四) 各種貯蓄の勸奨實施

- 1 「國民貯蓄の棗」に基き各種貯蓄を計畫せしめ、左記の實現を期すること
- 2 二千六百年を記念し、各種團體の基本財産の造成増額を期すること
- 3 各戸必ず二千六百年記念貯金を實施すること
- 3 各人通帳必携主義に依り、老幼を問はず各人少くとも一冊の通帳を持ち、日々貯蓄の増加を圖ること

×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×



事變と養蠶

一、最近の養蠶界

養蠶業は我國輸出品の大宗として被服原料の重要給源として産業上極めて大切な地位を占め又農家に最も適當した副業として順調に發達し昭和の初めには二百萬の養蠶戸數と七十萬町歩の桑園反別を有し、繭産額は年額一億貫を超えたる盛況を見せたのであるが、事變當初の昭和十二年には養蠶戸數百八十萬戸、桑園反別五十六萬町歩、繭産額八千六百萬貫に減少した。

しかも事變の進展に伴つて人馬の應召・徵發、軍需工業への移動による勞力不足、或は肥料をはじめ農器具・消毒藥品等各種生産資料の配給の不圓滑と價格の騰貴、加ふるに各種災害の頻發、蠶作の不良等に禍されて養蠶家の打撃も少

00169

からず、事變第二年の昭和十三年には繭の生産確保を圖つたにも拘らず、繭産額は七千五百萬貫で前年に比べて一割二分五厘の減少となつたのであつた。

然るに時局の進展と共に國內纖維原料の補填生産力擴充資材輸入確保のための第三國への輸出等のために政府は極力繭増産政策に拍車をかけることとなり、昨年来從來の恒久並びに應急策の遂行に萬全を期すると共に、更に繭増産確保施設、新用途繭の増産施設奨励、並びに養蠶指導網の強化擴充を策し、他面主要化學肥料の配給制度を確立して養蠶業の健全な發達と繭増産確保とを圖つたのである。

幸にして繭價は主として需給關係の好轉によつて漸次活況を呈し、糸價も昂騰の一途を辿つて大正末期の好況を再現するに至り、従つて養蠶家の意氣込は極めて旺盛となつて昨年の繭産額は九千七十九萬九千六百六十四貫となり、増産標目數量には達しなかつたが前年に比べて實に二割七厘の増加を見、しかも早害その他の災

害を免れたならば更に四百萬貫の増産は確保出來たものと推定され、ほぼ所期の目的を達成したのであつた。

二、繭増産計畫の強化

このやうに昨年の繭作は大体順調なる増産を見たのであるが、しかしこの昨年の繭増産確保の實績を見ると、繭價の活況と政府の増産政策の下に養蠶農家が勞働の強化を行ひ、桑園の地力を酷使し、且つ貯藏資材を消費することに依つてその確保を得たものであることを考へれば今後に於ける戦時下の養蠶は半永久的な勞力の不足と、高度の物資規正の下に行はれ、且つ發展しなくてはならないのであるから、餘程徹底した勞力・技術・資材等各種生産要素の合理的な活用と、計畫生産の確立に基く各種生産要素の有機的結合による綜合生産力の昂揚及び適正價格の維持によらねば困難であると思はれる。

この増産計畫の確立については事變の勃發當時から養蠶實行組合と關係諸團體が中心となつ

00161

て、部落を單位とした綜合計畫の樹立を圖つて來たのであるが、事變が長期化するにつれて應召等による勞力の移動も増加し、肥料その他の生産資材の配給も漸次窮屈となり、他方食糧作物をはじめ主要農林水産物の生産擴充はますます重要となつて來るであらうことも想像されるから、一層從來の方法を改善強化していかなる犠牲を拂つても繭増産確保に邁進し、戦時下に於ける養蠶報國に努めねばならないのである。

三、勞力不足と對策

事變に伴ひ農村青壯年の應召、軍需工業への移動、牛馬の供出徵發等による養蠶勞力の減少は、農家勞の働強化、勤勞奉仕、共同作業等に依つて相當緩和されては居るけれども、尙却々著しいものである。

由來養蠶勞働は飼育上特殊の技術と細心の注意を要するばかりでなく、その段當りの投下勞力は米作の二倍を超え、しかもその所要勞力に壯蠶期及び上簇期に極端に偏つてゐるので、

桑樹栽培とか稚蠶飼育を除いては甚しく勞力補給の伸縮性が少い。従つて養蠶勞力の補給調整も、これら養蠶繁忙期に於ける勞力を如何に合理化し調整すべきかが對策の核心をなすものである。

そして具体的方策としては勤勞精神の昂揚、勤勞奉仕班・移動勞働班の活動、學童生徒老人婦女子等未利用勞力の活用等によつて勞働の強化と休閒勞力の活用を圖り、且つ共同作業の擴充、優良農蠶具の利用、春蠶飼育、夏秋蠶半飼育等の經濟的飼育方法の普及をして勞働能率の増進を企圖しなければならぬのである。

四、蠶作と繭質

最近養蠶農家の飼育技術は非常に進歩してゐるが、蠶品種・用桑・氣候風土等の關係から年々多數の違作者があり、これによる繭の減收は年々産額の一割内外に達してゐるのである。蠶作の安定は主として稚蠶期の用桑と飼育の適否にあるのであるから、これまでも適良品種の選抜

稚蠶専用桑園の設置、稚蠶共同飼育の勵行等の獎勵を行つて來てゐるが、尙一層養蠶實行組合が中心となつて運作共濟用蠶兒の飼育、蠶病豫防の勵行を行つて遂作の防止に努め、繭の生産確保に努めることが肝要である。

又繭質の改善を圖ることは、最近の優良繭糸需要の買情に照しても、又人絹・ナイロンなどのやうな新興纖維に對抗して生糸の需要を確保する上から云つても極めて必要なことである。

依つて今年から繭の強制検定を實施し、今後養蠶家の生産繭の處理は公正な第三者の行ふ檢定に基く品位によらせて、産繭處理の合理化と繭質の改善に資することになつてゐる。従つて養蠶農家は繭質の改善を圖つて、上繭生産收量と糸量の増加による養蠶収入の増大を期すべく一段の努力を拂つて行かなければならない。

五、肥料不足と対策

桑園肥料については從來から自給肥料の改良増産に努め、施肥の合理化と養蠶農家の負擔輕

減に努めると共に、一面重要化學肥料については價格の統制と配給の圓滑に努められてゐるのであるが、しかし事變の進展に伴つて勞力畜力の減少したため自給肥料の減産を招き、従つて化學肥料の需要が増大する傾向にあるが、物動計畫の進展による輸入制限の強化のために化學肥料の供給は益々窮屈となつてゐる。

殊に歐洲戰亂の勃發によつて加里肥料の輸入も意に委せず、硫安の増産も電力不足のため齟齬を來し、一面食糧作物の増産も刻下の急務であるため、本年の化學肥料の配給制限は一層強化をまぬかれないであらう。従つて最少の肥料を以て最大の肥效を收めて桑園能率の増進を圖らなければならぬので、農家に於ては荒廢桑園の改植、土性の調査に基づく土質の改良、燒土法による肥料成分の活用等を圖ると共に、他面に於て有畜農業による堆肥厩肥の増産間作緑肥の栽培、山野草の利用、蠶沙蠶蛹の利用等全力を傾注して土性の改善の施肥の合理化を圖り繭増産に必要な桑葉の確保に力めねばならない。

のである。

六、物價停止令と養蠶

最近諸物價の急騰傾向に鑑み、養蠶生産資材を初め養蠶農家の生産物も價格等統制令によつて九、一八價格の適用を受けてゐるのであるが、生糸については外貨獲得の見地からその價格を抑制することは海外に於ける生糸の賣込上極めて不利であり、且つ繭の價格は生糸の價格と不可分の關係にあるので、これを釘づけにすることは即ち糸價を釘づけにすることとなるため、これ等の關係を考慮して生糸と繭は本令から除外されることになつてゐる。

しかし繭價の昂騰が通貨の膨脹となり、農村購買力の増加となつて物價騰貴の原因となつては、國家の低物價政策と相反する結果となるので、これが対策として生糸については全國産業組合製糸組合聯合會、全國製糸業組合聯合會による共同積立金制度を設けると共に、繭については養蠶實行組合に規約貯金制度を勸奨せられ

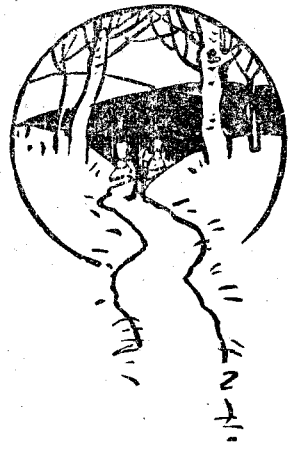
てゐる。即ち繭價七圓を超える金額につき二分の一以上を、十圓を超える金額は三分の二以上を貯蓄し、この貯金に荒備貯蓄の趣旨に則り特別の事由がない限り拂戻し得ないこととし、増加購買力の吸収固定を圖ると共にこれによつて養蠶農家の負債整理及び經濟更生、養蠶經營の改善等今後の養蠶業發展に寄與すべき積極的意義を持たせることになつてゐる。

七、結 言

戦時下の養蠶界は繭價の好調に恵まれてゐるとは云へ、繭生産諸條件の悪化は極めて深刻であり、これに對する今後の急速な改善は望めないものであるが、繭の増産は刻下の急務であつてどんな犠牲を拂つてもその目的の完遂を期して戦時下に於ける國家の要求に應へねばならないのであるから、養蠶農家は現下當面してゐる諸障碍の深刻さと、斯業の重要性とを正しく見極めて力強い精進を續けねばならない。この養蠶農家の銑後に於ける絶間ない精進を意義あらせ

00164

ると共に、新らしく建設される東亞新秩序の下に於ける産業體制の一環としての養蠶業の再建こそ、戦時に於ける蠶糸業者共同の責務である。



災害防止と森林 (二)

旱魃と森林

我國では毎年八、九月頃颱風に伴つて大雨があり、又六、七月には梅雨があり、年雨量は多いのであるが冬期から田植期の五月頃までは雨の少ない地方が多く、爲に田植が困難となるもの

があり、又梅雨期に入つてから、梅雨となつて畑作さへも大減収を來すことも屢々ある。昨年の本縣を初め廣く關西を襲つた大旱魃の被害は最も近い経験であるが、昭和九年の近畿、山陽、四國、九州地方に於ける旱魃の農作物の被害でも一億四千萬圓に達したのであつた。

森林は前にも記すやうに雨水が山腹を急轉直下するを妨げ、又地被物及び土壤中に雨水を多く吸収させて徐々に之を河川に流出せしめて河水の調節をなし、又高山地帯に於ては密林内の積雪は無林地の積雪よりも融雪期が遅れ、且つ徐々に融けて河に流水するものであるから水田の植付時期に高山の雪融水が旱魃を緩和する力も相當大である。

我國及び歐米の正確なる観測の結果に依れば森林の有無は一ヶ年の全流量には大なる關係はないけれども、有林地よりの流量は常に甚しい増減をなさず、これに較べて無林地よりの流量は大雨の後には急激な増加を來して晴天數日に及べば著しく減少することが明らかである。こ

00165

の河川の流量が一年を通じて常に大なる増減をしないこと云ふことは、水の發電其の他水の利用上望ましいことであり、五、六月頃に河水の減少しないことは水田の植付に最も重要なことで森林の水源涵養の機能が我國に於て特に貴重な所以である。

暴風と森林

日本には毎年冬期シベリヤ方面に發生する低氣壓による旋風と、秋期南洋方面に發生する低氣壓に依る颱風との脅威がある。この二つの暴風は共に世界に名だたる兇暴性のものであつて前者は吹雪を伴ひ毎年數回北日本の交通を杜絶せしめ、後者は雨を伴つて秋期大風水害を起すものであるが、森林がこれ等の暴風を遮り其の勢力を緩和する機能も亦頗る大なるものである。殊に喬大なる樹木からなる密林は其の樹高の凡そ二十倍の距離までの地帯に顯著なる防風作用を爲すものである。防風林は暴風及び暴風より弱い風の漫性的、潛行的の害である植物の生活

力の減退をも防止、輕減せしめて、幼齡林木の生長を保護し、又農作物の收穫を増加せしめる等の機能をも有するものである。

又防風林は冬期は吹雪を遮り、雪の吹溜りを防いで汽車其の他の交通機關を保護し、神社佛閣の境内、邸宅の周圍等に於ては大いに風致を増進し併せて防火の働きをなして居る。

海岸の飛砂と森林

我國は四面環海至る所に砂濱があり、其の廣大なもの幅一里を超へ蜿蜒として數十里に及び、時には砂を高く吹き上げて高さ數十間に達する波狀の砂丘を造つてゐる。本縣に於ても濱坂砂丘を初め各所に砂濱を生じてゐるのであるが、これ等の濱砂は常に風の爲に内陸に吹き上げられて田畑を没し河口を塞ぎ、或は港灣を埋めて交通を妨げ、又は疏水を害して生業を妨げる。

この飛砂を防ぐ爲には森林を造成することが最も有效な方法であることは謂ふまでもない。

然し折角植付けた苗木も忽ちにして砂に埋り或は炎天の砂熱に焼き枯らされて、植付後數年を経たものも一朝暴風に際して潮を浴びて全滅することがあるから、豫めこれを考慮して充分な防護設備の下に苗木から大森林を造成することは容易な業でなく、其の費用も普通山地の造林に較べると數倍を要するものである。

然しこれによつて不毛の地を化して白砂青松の美林として飛砂の害を免かれしめるのみならず、防風、防潮等の副効果も擧げて其の地方の繁榮を來し得るものである。奥羽の日本海岸に幾多の郷村が故人の苦心造成に成る飛砂防止林に依つて擁護せられ、其の故人の靈が郷村の神社として祭祀せられてゐるものも二、三に止まらないのを見ても、如何に其の當時の苦心が甚大であつたかを忍ばしめると共に、飛砂防止林の恩澤の廣大無邊なことを感せしめる。

其の他の災害と森林

この他山火事、津波、地這、地震、冷風等も

農山漁村に甚しき損害を及ぼし其の生活を脅かすものであるが、これ等に對しても森林はその災害防止に却々の効果を與へるものである。

山火事は多く原野か幼齡林に起るものであるが、時としては老壯の美林をも焼き枯らされる例が頗る多い。然し樹木には防火性の多いものもあり、社寺の境内や邸宅の周圍に在るシヒノキ、カシノキ、關東地方特に房總・三浦半島地方等の生籬に多く用ひられてゐるサンゴジュ(方言火伏の木)の如きは其の例である。森林内で落葉、枯葉等に火が付いて盛んに燃え進んで來てもアヲキ、ユヅリハ等の如きが密生してゐる部分に至つて自然に消火することも珍しくない。

津波の害は潮の浸入に依る物の變質と、浪の衝撃による建物等の破壊であり、之に依つて多數の人命と財寶を失ふに至るのであるが、津波の破壊作用は護岸壁や防波堤のやうな弾力のないものに對しては頗る強く響くが、樹木の如き弾力性のあるものに對しては之を靡かし揺り動かす

だけで根本的に破壊することは稀である。而も此の樹木密生地幅が相當大きなときは之を靡かし揺り動かす間に失ふ津波のエネルギーは頗る大で、遂にその破壊力を消耗し盡くすものである。而も津波に對して防潮林を造る經費は比較的少額にして足り、平常に於ては防風、魚附、風致等の作用をなすものである。

深い地下からの地這りに對しては森林は勿論種々の土木工事も殆ど奏功しないものであるが浅い地這りは森林の土砂押止作用のみに依つて防がれ、或は土木工事と相俟つて之を防ぎ得る場合が甚だ多い。殊にケヤキ、クヌギ、ナラ、カン等の如きは大木となつて太い根を深く地中に蔓延せしめるから、其の密林は地這防止の力も大である。

地震の爲に急斜の山地に恐るべき山崩を生ずることは顯著な現象であるが、此の山崩の發生は森林に依つて著しく防止輕減せられるものである。地震による山崩の大部分は山地の上表をなす土地の浅い部分であるが、強く且つ密に錯

綜してゐる樹木の根がこの山崩を防止する力の大きなことは豪雨、地這の森林による山崩防止と同じである。

冷風の害は青森岩手等の東北地方に多く、低溫多濕の風の爲に氣温が下り、且つ濕氣の霧となつて陽光の直射を遮つて植物の同化作用を妨げ、稲作に大害を及ぼすものであるが、森林の防風機能はこの冷害に對しても利用されてゐる。

森林には以上のやうな各種の災害防止機能が、あり、なほこの他に魚附林となつて近海魚族の産額を増加し、或は風致林、保健林となつて貢獻する所が少なくない。文明は鬱蒼たる森林から生れると唱へられ、晝尙暗き密林は文化の光の根源であるとせられてゐる。特に目下の木材需要増加に伴ふ濫伐の虞が多い時、吾人は眼を大にして國家の將來に備へ、小にしては地方林業將來の爲にも在來の森林を愛護してその衰運を未然に防ぐと共に、努めて殖林を勵行して子孫の計をなさねばならないのである。

00168



稗(ひえ)栽培の提唱

時局は農産物の大増産を要求してゐる。しかして農産物の増産には耕地の擴張、肥料の供給増加集約的耕作、勞力の豊富等の種々の條件が要求されるが、現下の事情ではこれが却々困難であつて、耕地は目下の處擴張の餘地が少く、肥料・飼料・農具其の他生産資材の供給は國策上制限され、勞力は極力節約せねばならず、而も農産物價も抑制されてゐる。特に戒心を要するのは飼料の供給不十分な爲、その價格が騰貴して、牛・馬・羊・豚・鶏等の家畜の飼養が困難となりつつあることである。

一面久しく日本の農業は無畜農業に近かつたのであるが、近時農業の畜力利用が進み、畜産

物の需要が増大し、又地力維持増進の上から云つても家畜は農家にとつて農具・肥料と共に經營上缺くべからざるものとなつてゐる。殊に肥料の供給が窮屈となつて來た今日、家畜の生産する厩肥は非常に大切なものとなつて來たのである。

然るにこの大切な家畜の飼料が、從來我が國では國內生産ばかりでは不足であつて、年々滿洲・ジャバ・アルゼンチン等から多量の輸入をして來たのであるが、今や輸入統制の爲に甚しく供給不足を來してゐるのである。かかる現下の狀況からして、この家畜飼料の重要な供給源として玉蜀黍等と共に稗の栽培が全國的に提唱されるに至つてゐるのである。

稗栽培提唱の理由

(イ) 内地の到る處にある低濕地・高冷地・瘠地等何れの地にも栽培し得る非常に強い作物である。

(ロ) 肥料を要することが少い。

00169

(ハ) 栽培法が甚だ容易である。

(ニ) 天候の如何に拘らず收穫が確實である。

(ホ) 種實が貯蔵性に富んでゐる。

(ヘ) 種子が安價且つ容易に得られる。

一、榮養價が多い

動物の生命の根元ともいふべき蛋白質が量的にも質的にも麥其の他の穀類よりはるかに多い。その上脂肪・灰分・ビタミン A・B・D・F 等の含有量が多く、その消化率も良好であつて家畜ばかりでなく吾人の食糧としても優秀なものであつて、白鼠・雛等について米と稗とを別箇に食せしめて行つた實驗によると何れも稗食の方が遙かに体重の増加を來してゐる。

一、稗の利用價値が大である

稗の稈及び青刈稈が飼料價値の多いことは昔から馬産地たる東北地方の粗飼料として最も重要なものとされてゐる事實からも明白であるが、近時又科學的研究からもその組成分に於て優れてゐることが證明されに至つた。且

つその反當收量も非常に多いのである。

一、粗放栽培でも收量が多いこと

稗は性强健で如何なる地にも栽培が出來、粗放な栽培にも耐へるもので、冷害に對しても抵抗力が強く、古來救荒作物として知られて居る。又他の農産物の増産計畫をさまたげない所で生産が出來るといふことも忘れてはならない。反當收量は粗放的栽培でも尙精稗一石五斗位、稗二〇〇貫位はある。

一、用途の廣いこと

種實は飯、團子等として人間の食糧になる外最近の研究で味噌・醬油に醸造してよく、菓子・アルコール原料としても優秀なことが證明せられてゐる。

近來稗は餘り價値のない雜穀として取扱はれて來たものであるが、このやうに飼養の増産食糧への轉向其の他非常時下の作物として甚だ有意義な作物である。

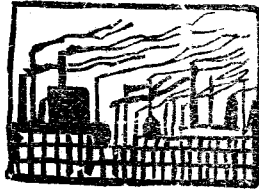
一、勤勞報國運動と稗作

既に滿蒙開拓青少年義勇軍の擧あり、又滿洲

00170

建設勤勞奉仕隊も派遣せられてゐるのであるが、國內に於ても學生及び一般青年の勤勞報國運動が實施されてゐる。これ等の運動にこの稗栽培を取り入れて現下の重要國策たる生産力擴充に貢献することは、一つには以て勤勞精神によつて剛健誠實なる性格を涵養し、一つには以て國家の大本たる農業の重要性を認識し、且つ刻下の急務たる飼料生産に寄與する物心兩全の國家總動員の具體的な實踐形態であらう。

%
%
%
%



工鑛勞務者の

農繁期一時歸農

農繁期を控えて農村では時局柄一層人的資源

の不足に苦痛を感ずるわけであるが、本縣ではこれが對策として、各職業紹介所を通じて農繁期農業勞力の不足が特に著しくて出身工鑛勞務者の一時的歸農を希望する農家を個々に調査し一方本縣出身者の分布が多い大阪・兵庫・京都・奈良・岡山・和歌山・滋賀・福井・石川・富山・徳島・香川・高知・島根・山口・廣島・福岡の十七府縣に對し通知を發して當該所管内本縣出身工鑛勞務者中の歸農希望者に對し、工場鑛山の事業經營上支障のない限り一時歸農をなさしめるやうに各工場鑛山對して配意方を依頼して、農繁期農業勞力の不足緩和を圖ると共に勞務動員計畫の圓滑なる遂行を期することとなつた。

尙この一時歸農者に對しては作業終了後速に復歸するやう指導し、且つ工場鑛山地方の農村に對しては、工鑛勞務者をして休日等を利用して集團勤勞によつて農業勞力不足緩和に協力せしめる筈である。

追つて縣に於て調査してゐる本縣農繁期及びの作業名は次の如くである。

00171

農繁期及び作業名

一、春季農繁期

水田整地、插秧、裏作收穫

因幡部 六月十五日―六月三十日

東伯郡 六月二十日―七月五日

伯西部 六月三十日―七月十日

春 蠶 五月二十日―六月五日

果樹袋掛 五月十五日―五月二十五日

二、秋季農繁期

稻刈取調整、裏作播種整地

因幡部 十月二十五日―十一月三十日

東伯郡 十一月一日―十二月五日

伯西部 十一月一日―十二月十日

秋 蠶 九月二十日―十月五日

生徒兒童の

飼料増産運動



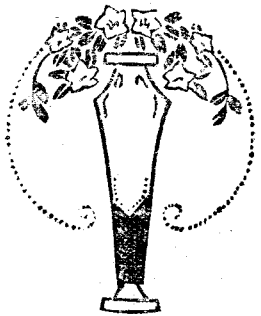
農業報國聯盟鳥取縣支部では、縣下學校生徒兒童に對して時局下に於て飼料増産國策の必要な所以を認識せしめ、農業報國勤勞精神の涵養を圖ることとし、その實際運動として學校の校庭、實習地、各家庭の空地等を利用して玉蜀黍の栽培を行つて一面食糧・飼料の増産に寄與することとなつた。即ちその栽培用種子を

小・青年學校々庭周圍栽培用として一校一升
宛、時下二一七校分二石一斗七升
小・青年學校實習地及學校園用として一校一

升宛、縣下二一七校分二石一斗七升
 右生徒・兒童自宅空地栽培用として一人一勾
 宛、縣下生徒兒童八五、〇〇〇人、その半數
 分四石二斗五升
 中等學校運動場周圍栽培用として一校二升宛
 縣下二十四校分四斗八升
 中等學校生徒自宅空地栽培用として一人一勾
 宛縣下生徒數九、九〇〇人分九斗九升
 計十石六斗

を割當配付し、校庭及び實習地は生徒兒童の集
 團勤勞實習とし、生徒兒童の個人栽培は宅地・
 畑地・空地等を利用して自ら栽培せしめるもの
 である。

而して生産物の處理法としては、校庭及び實
 習地の分は學校に於て、配付を受けた種子量以
 上を明年の種子量として残して他は青刈し、又
 は種實を適當に處理することとし、生徒が自宅
 に於て栽培收穫した種子は一本宛を學校に寄贈
 させ、其の他は自由に飼料又は代用食糧として
 適當に處分せしめるものである。そして學校で

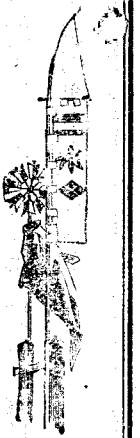


のトマト
 法培裁制抑

トマトの普通栽培は出荷期が普通八月中旬頃
 まで、其の後になるに段々品が少なくなつて相
 場も上つて来るから、農家は此處を狙つて九月
 十月頃出荷するやうに抑制栽培を行ふべきであ
 る。併し假に出荷しない一般家庭に於ても、早
 熟栽培と抑制栽培の兩方を行へば、八月頃から
 十月頃までの三ヶ月間絶へ間なく食膳を賑はす
 ことが出来ることになる。

は種子配付量に相當する數量以上を適宜農業報
 國聯盟に寄贈することになつてゐる。

農繁期託兒所設置奨勵



品種はボンテローザが一番良く、六月の上旬
 頃に播種し、本葉が二枚位出た時に四寸四方の
 間隔を置いて移植するのである。播種は露地に
 床を作つて三寸の條播をなし、發芽後は間引を
 行つて徒長するのを防がなければならぬ。
 而して本葉が六枚位になつた時に二尺五寸乃
 至三尺の畦に株間一尺五寸位にして定植するの
 であるが、肥料其の他の管理は普通栽培の方法
 と同一でよい。

尚ほ特に注意しなければならない點は灌水、
 病害の防除(ボルドー液の撒布)育苗中二回、
 定植後四回四斗式のもの)摘心(氣温の低下を
 考へ、後作の如何を考慮して決定すること、普
 通第三花房まで)等である。

農村に於ける勞力の不足を補ひ、生産力の擴
 充を圖り、併せて兒童の保護徹底を期すること
 は實に目下喫緊の要務であるが、斯の意味から
 云つて農繁期託兒所の開設は最も時宜に適した
 施設であることは既に本報にも記し、又本縣よ
 りも市町村學校等に對して度々通牒せられてゐ
 るところであつて、是非各農村に於てその實施
 普及が望ましい次第である。

縣ではこの趣旨から本年度開設の農繁期託兒
 所に對して、その託兒所の開設日數、受託人員
 等を考慮參酌して一託兒所に對して三十圓以内
 の助成をやる豫定になつてゐるから、市町村役
 場、方面委員、小學校、宗教家、婦人團體其の他各
 種産業團體幹部に於てはそれ／＼協議の上、成

△ 作況指數

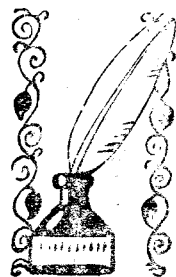
郡市別	大麥	裸麥	小麥
郡市別	九五	九三	九三
鳥取市	一〇〇	一〇〇	九八
米子市	九六	八五	八五
岩美郡	九〇	九六	九一
八頭郡	一〇一	九八	九九
氣高郡	九三	九二	一〇〇
東伯郡	八八	九〇	八八
西伯郡	九二	九七	九〇
日野郡	九三	九四	九三
全管			

備考
作況とは調査日現在に於ける生育の状況を謂ひ、作況指數は前五ヶ年間に於ける中庸の作柄の年の作況を基準一〇〇として表示したものである。

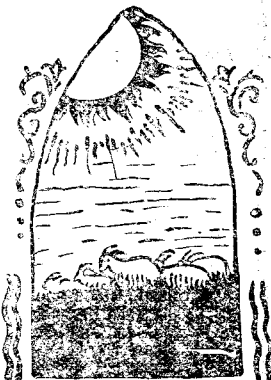
るべく各部落毎に開設の段取りをして實績を擧げるやう努められたいものである。
尙開設の向は開設前に於て農繁期託兒所の名稱・所在地・開設場所・開設期間及び受託兒童數の見込・代表者氏名・費用の收支見込額等を報告することになつてゐる。

昭和十五年

本縣麥作況



重要農産物裁況狀況速報として本年から調査することになつた麥の作況について、四月二十日現在を以て調査したのであるが、播種以來氣候概ね適順であつて雪害等も比較的少かつたけれども春氣に至つて氣温が低かつたのと、施肥の不足等によつて本年の作況指數は大麥九三即ち七分減、裸麥九四即ち六分減、小麥九三即ち七分減の狀況を示してゐる。
なほ之を郡市別に示すと次の通りである。



滿洲建國勤勞奉仕隊

鳥取隊編成要綱

一 趣 旨

滿洲建設勤勞奉仕隊は、現下の時局に鑑み滿洲國に於ける開拓政策の促進、日滿を通ずる食糧資料の増産を目的とし農耕、開墾並に開拓諸建設及び技術的特務作業等に勤勞奉仕し、此等實踐を通じ青年の訓練及び大陸認識を興へ、以て日本青年の報國精神を昂揚するを主眼とし訓練勤勞一體の實を擧ぐるものとす

二 名 稱

滿洲建設勤勞奉仕隊

青年隊
女子青年隊
學生隊

三 渡滿及歸還

全隊員は内地に於ける準備訓練を終了したる後之を渡滿せしめ夫々奉仕地に配屬す。奉仕期間滿了後は全員一應内地に歸還せしむ

滿洲に於ける視察見學は運輸の許す限り之を考慮す

四 經 費

經費は日本及び滿洲國政府に於て之を負擔す

五 救 恤

準備訓練、輸送、奉仕の各期間中に生じたる事故者に對しては日本及び滿洲國政府に於て救恤の措置を講ずるものとす

六 種 別

00176

(一) 青年隊

1) 開拓團班

開拓團に配屬し概ね農耕、土木、開墾等の奉仕作業に當る

(2) 特設農場班

特設農場に配屬し主として食糧及び飼料の生産に當る

(二) 女子青年隊

女子青年中堅幹部を以て編成し青年義勇隊訓練所、開拓團等に於て奉仕作業に當る

七 奉仕期間及員數

期 間 隊 員

開拓團班 (自六月上旬 至八月下旬) 吾人(内) (ラッパ手二)

指導班 小隊長 一 隊 附 二 治療班 隊 附 二

期 間 隊 員

特設農場班 (自七月上旬 至九月下旬) 吾人(内) (ラッパ手二)

指導班 小隊長 一 隊 附 二 治療班 隊 附 一

女子青年隊 (自七月下旬 至八月上旬) 二人

八 奉仕場所

開拓團班……三江省鶴立縣東北村

特設農場班……濱江省安達縣薩爾團站

(備考) 開拓團班に於ては先遣隊五名(幹部一、隊員四)を約十日前先發し本隊入團に必要な準備に従事す

九 青年隊員資格

(一) 身體強健、思想健實にして滿洲建設勤勞奉仕作業に熱意を有するもの

(二) 年齢概ね十八歳以上四十五歳迄のもの (特設農場に限り已を得ざる場合は特例を認む)

00177

(一) 青年隊

(一) 開拓團班

公私立青年學校生徒、青年團員及び青年學校教員養成所生徒修練農場生徒、其他

(四) 女子青年隊員は男子青年隊に準ず

身體強健、思想堅實にして滿洲建設勤勞奉仕作業に對する熱意を有し、團體の指導能力ある者

(二) 成るべく年齢四十五歳未滿の者

隊醫は醫師の免狀を有する者

(三) 隊醫附は醫療救護に經驗ある者

指導監督

奉仕隊在滿中の指導監督は滿洲側實踐本部に當るものとす

指導者は實踐本部の囑託とす

指導者並に隊員の選定

採用手續

期 間 隊 員

特設農場班 (自七月上旬 至九月下旬) 吾人(内) (ラッパ手二)

指導班 小隊長 一 隊 附 二 治療班 隊 附 一

女子青年隊 (自七月下旬 至八月上旬) 二人

八 奉仕場所

開拓團班……三江省鶴立縣東北村

特設農場班……濱江省安達縣薩爾團站

(備考) 開拓團班に於ては先遣隊五名(幹部一、隊員四)を約十日前先發し本隊入團に必要な準備に従事す

九 青年隊員資格

(一) 身體強健、思想健實にして滿洲建設勤勞奉仕作業に熱意を有するもの

(二) 年齢概ね十八歳以上四十五歳迄のもの (特設農場に限り已を得ざる場合は特例を認む)

(二) 健康診断

志願者に對しては嚴重なる身體検査を施し、既往症(呼吸器病、神経系病、心臟病、脚氣、花柳病等)遺傳等の關係を充分調査し中途落伍するが如き者無きやう嚴選を期す

(三) 豫防接種及豫防注射

指導者及び隊員は縣出發以前に豫防接種、チブス豫防注射及び赤痢内服ワクチン服用を完了せしむ。其の日時、場所は別に指定す

一三 準備訓練

(一) 場 所

茨城縣東茨城郡河和田村 滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所河和田分所(常盤線)

赤塚驛下車)

女子は同縣同郡下中妻村内原 日本國民高等學校女子部(常盤線内原驛下車)

(二) 期 間

- 1 青年隊員、隊醫、隊醫附 約十日間
- 2 開拓團班隊長、隊附 約十四日間
- 3 特設農場班隊長、隊附 約十日間
- 4 女子青年隊員 約五日間

一四 服裝並に携行品

- (一) 作業服、戦闘帽、巻ゲートル、夏冬のシャツ肌着、寝巻、腹巻(金時腹巻) 雨具(外套又は合羽蓑蓆) 毛布一枚、雜囊(リュックサック)
- (二) 軍手、靴下、地下足袋(又はズック靴) 下駄
- (三) 飯盒、水筒、認印、懐中電燈、クレオソール丸、蚤取粉
- (四) 其他日用品

- (五) 所持金(三十圓以下)
- (六) 食器一揃

準備訓練地(茨城縣)に於て實費供給す。但し物資不足の折柄成るべく昨年度報國隊員の持參せるもの其他を流用持參すること

一五 特設農場生産物の處置

特設農場に於ける生産物中飼料は別に定むる處により各府縣に配給せらる

一六 指導者及隊員支度料旅費

指導者支度料 一人約五〇圓
 指導者旅費 一人約二二圓

(自縣廳所在地 至茨城縣) 〇二(二等)

隊員支度料 一人約三五圓
 隊員旅費 一人約一一圓

(同上 三等)

右は日滿兩國政府にて負擔せらるる豫定其他詳細は縣社會教育課に照會せられたい

昭和十五年五月十日印刷
昭和十五年五月十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町